

建廃の下請運搬、請負代金500万円以下など

廃棄物処理法改正省令、公布で規定

優良産廃処理業者、熱回収施設設置の認定基準定める

昨年5月に成立した改正廃棄物処理法および12月に閣議決定された施行令の一部を改正する政令に關し、施行規則等の一部を改正する省令が先月28日に公布された。今回の改正では建設産廃物の排出者責任を明確に一元化するなどが目玉の一つだが、例外的に下請人が自ら運搬し下請人の廃棄物とみなす場合の条件を、請負代金が500万円以下の建設工事であることなどと定めた。また、従来の優良産廃処理業者認定制度や熱回収施設設置認定制度の認定基準も示した。

改正法では第21条の3（工事）（建築物等の全部または建設工事に伴い発生した一部を除く）を廃棄する工事をする産業廃棄物の排出者（おのり新築または増築の元請業者とする）として、工事を除くその請負代金が500万円以下であること、引き換しが在り、第21条の3第3項では「下請人が自ら廃棄物の運搬を行う場合」は、当該下請人を「業者」とみなし、当該廃棄物を「下請人の廃棄物」とみなすこととしている。今回の省令ではこの対立を解消された。建設

明らかな区分し、隣接する都道府県の区域に運搬される産業廃棄物、当該内にある施設（積み替え）の所在地の属する都道府県、または保管の場所を含む、元請業者が所有権を有するものに運搬される。許可の有効期限が7年となる優良産廃処理業者認定制度の条件には従来

の評価制度の項目に加えて、年産処理量の自資本比が10%以上であること、法人税等を滞納してないなど、財務体質の健全性に係る指標を満たすことなどを定めた。燃却施設の燃料用燃焼を目的として新設した熱回収施設設置認定制度の認定基準としては、熱回収率が10%以上であること、廃棄物以外の燃料の熱量が30%を超えないことなどを定めている。